

桶川市地域公共交通会議の公開に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、桶川市地域公共交通会議設置要綱(平成28年3月9日制定)第6条第4号の規定に基づき、桶川市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の公開について、必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第2条 交通会議の傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員は、10人とする。ただし、議長が認めた場合は、この限りではないものとする。

(傍聴手続き)

第3条 交通会議の傍聴を希望する者は、交通会議開催当日の開催時刻の1時間前から30分前までの間に、受付会場において、傍聴申し込みの受付を済まさないといけない。

2 前項の傍聴を希望する者は、前項の受付を済ませた者の先着順により、傍聴者を決定するものとする。

3 第1項の傍聴を希望する者が定員に満たない場合には、交通会議開催時刻までの間、先着順により傍聴の申し込みを受け付けるものとする。ただし、先着順によりがたい場合は、抽選人により傍聴人を決定するものとする。

4 傍聴者は、傍聴者名簿に住所及び氏名を記載するものとする。

(秩序の維持)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

(1)危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他交通会議会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者

(2)はちまき、たすきその他これらに類するものを着用している者

(3)酒気を帯びている者

(4)前各号のほか、議長が交通会議の運営に支障があると認める者

2 傍聴者は、交通会議会場の指定された場所に着席しなければならない。

3 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1)議長の指示に従うこと。

(2)交通会議会場において発言し、拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと。

(3)写真等の撮影及び会議における発言の録画及び録音をしないこと。

(4)会場内での携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

(5)その他交通会議会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。

(報道機関の傍聴)

第5条 報道機関については、傍聴定員の外とし、議長の指示に従い傍聴できるものとする。

2 報道機関は、写真等の撮影は会議の冒頭とし、会議における発言の録音をしてはならない。

(会場からの退去)

第6条 議長は、傍聴者が交通会議の進行を妨害する等、交通会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会場からの退去を命じることができる。

(議長の措置)

第7条 この要領に定めるもののほか、議長は、臨機に応じて必要な措置をとることができる。

附 則

この要領は、平成28年11月30日から施行する。